

議員（中野 一郎）

お早うございます。

5番、中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

先に、始める前に画像が適正に作動して映るかどうかを先にチェックして始めさせて頂きたいと思っております。はい。映ってます。

それでは、始めさせて頂きます。

私については、次の3点について質問致します。マスクを外させて頂きます。

まず1番目として、町民の健康状態の課題について、この今映してる資料についてはその1で使います。

2番目として障害者の雇用対策について、3番目として所有者不明土地の現状と課題について、以上3点について質問させて頂きます。

まず1番目の町民の健康状態の課題についてです。

令和3年度国保日より、これは医療費適正化特別対策号によりますと多度津町の一般被保険者・入院・1人当たりの診療費は、令和元年度で全国平均の1.4倍。図をご覧ください。ピンク色が多度津町でベージュが全国平均ですね。ここの一番右の端のどこ見て頂きますと、全国平均の多度津は1.4倍になっています。それから一般被保険者・入院・受診率は令和元年度で全国平均の1.5倍。これが、下側が同じくピンク色が多度津でページのが全国平均で、これが令和元年度146%になっています。全国平均に対して、これ約1.5倍という数字になります。多度津町国民健康保険（国保）では全国平均に比べて毎年このように医療費が高く、大体ほとんど毎年30%以上高くなっています。このように全国平均より高い傾向が続くと国民健康保険税の引上げを招き、町民の負担を大きくする可能性もあります。その要因の一つとして全国平均より高い原因の一つに心の健康の問題があります。心の健康というと精神、主に統合失調症等が当たりますが、あとは主に鬱病なんかがこれに当たります。神経系、これは自律神経失調症などなんですけれども全身的症状としてだるい、眠れない、疲れが取れない、器官的症状として頭痛、動悸や息切れ、めまい、のぼせ、立ち眩み、下痢や便秘、冷えなど多岐にわたっています。精神的症状として情緒不安定、イライラや不安感、鬱病、鬱などの症状があらわれることもあります。この一般被保険者・入院の疾病19分類なんですけれども、うち精神、統合失調症等と神経系の自律神経失調症等について分析された、これは町の方で分析された結果によりますと一般被保険者・入院・一日当たりの診療費、5月診療分では、一般被保険者・入院・男女の一日当たりの診療費は平成29年度で1万2,425円、平成30年度で1万3,685円、令和元年度で1万7,068円、令和2年度で1万5,286円で、平成29年度から令和元年度、これ年々増加しておりますが、令和元年度から令和2年度は若干減少しております。疾病分類別に分析しますと新生物、精神、神経、循環器系が4大疾病になり、令和2年度はこの4大疾病で70%以上に当たります。これ図をご覧ください。一番右の端見て頂きますと新生物、精神、

神経、循環器系これは4大疾病で大体70%以上を占めています。次に精神、統合失調症、一般被保険者・入院1人当たりの診療費5月診療分について分析された結果によりますと精神は4年間とも2,500円以上で令和2年度は2,574円になります。これも図をご覧ください。令和2年、一番右の方で2,574円ですね。毎年2,500円以上になってまして、令和2年度を年齢階層別に分析しますと、25歳から29歳がこれ左の方ですけども1番高くて9,089円で最も高く、2番目が55歳から59歳、ここですね、7,034円、3番目がその横の50から54歳で6,429円になっています。次に神経系ですが、自律神経失調症等なんですけれども一般被保険者・入院・1人当たり診療費5月診療分によりますと神経系も年齢年々増加して、令和2年度は一番右の端ですね、1,766円になります。令和2年度を年代階層別に分類しますとその下側なんですけれども、20歳から24歳、これが最も高く、これ左の端のところですけれども7,373円で最も高いです。2番目が55歳から59歳、これは5,240円となっております。一方、国保被保険者の診療、30分類の内、精神と神経について、1人当たりの診療費の令和元年度診療分と令和2年度診療分を比較すると精神及び行動の障害は2年間とも香川県を上回っています。年齢階層別に分析すると令和元年度は未就学児以外の全ての階層で、同じ年齢層の香川県を上回っております。これが、水色が多度津町で、茶色、薄い茶色が香川県ですね。全ての階層において、香川県を上回っています。また令和2年度の20から39歳、ここですね、この部分ですね。左の方の高いところですね、20から39歳は同じ年齢層の香川県平均の1.52倍になっています。次に同じように神経系の疾患を比較しますとこの令和元年度が左側ですけど令和2年度ともこれは濃紺の方が多度津町で、茶色が香川県ですけども2年間とも香川県平均を上回っています。年齢階層別に分析すると2年間とも20歳以上の全ての年齢層で香川県を平均を上回っておりまして、令和2年度の65から69歳、このところですね。65から69歳は同じ年齢階層の香川県平均の約1.96倍、40歳から64歳、こことここですね。40歳から64歳は同じ年齢層の県平均の1.75倍になっています。このように多度町民は非常に高い診療費を支払っている訳なんですけれども、それに関連して次の4点についてお伺いします。

まず1番目として多度津町に精神疾患とか神経疾患の診療費が支払いが多いんですけども、何が原因しているか分析している結果について、まずお伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の多度津町に精神疾患・神経疾患の診療費支払いが多いのは何が原因しているのか分析している結果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

レセプトの審査や個人の状況分析等、専門的な分析は出来ませんが、本町における精神疾患・神経疾患の診療支払いが多い原因の一つとして、町内に入院病床を持った精神科病院があることが挙げられます。一般的に通院しやすいことや交通の便から近隣の医療機関を受診する傾向にあるため、同病院の存在は町民にとって受診しやすい環境となっており、多くのストレスを抱える働き世代だけでなく、思春期の若者等、心

の病気や悩みを持つ方々にとって身近な存在と言えます。また、認知症治療病棟も開設しており、認知症に関する治療や相談等のニーズに対応しているため、多くの高齢者が利用されていると考えております。他にも様々な要因はあると思いますが、県内の他市町より精神科を受診しやすい環境にあることは、大きな要因の一つと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、今までに精神疾患とか神経疾患の方に対してどういう施策を行ってきたか、また、患者に対してどういう支援を行ってきたかお伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の今まで精神疾患、神経疾患についてどういう施策を行ったか、また、患者に対してどういう支援を行ってきたかについてのご質問に答弁をさせていただきます。本町におきましては、毎月第3木曜日に精神保健福祉士による「心の相談日」と致しまして、無料相談を行っております。患者ご本人だけでなく家族等の相談を受け付けており、相談内容によっては、専門機関を紹介したり、各種サービスの利用について提案をしたりしております。また、地域で生活される町民に対して病院や各支援機関と連携して、地区担当保健師の訪問や必要な方には福祉サービスの利用を検討するため、福祉担当との訪問や電話相談も行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

3番目の質問ですけど精神疾患・神経疾患の支払い、診療費が多いということは予防されているということで、自殺者の予防に繋がっているとも言えると思います。本町の自殺者は、他の市町と比較してどういう状況ですか、お伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の精神疾患、神経疾患の診療費支払いが多いことは、自殺者の予防に繋がっているとも言えると思いますが、本町の自殺者は、他の市町と比較してどういう状況ですかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成27年から令和3年までの7年間における本町に自殺者数の平均は3.6人で、平成30年の6人をピークに令和3年には3人と減少しております。他市町との比較では、令和元年の人口10万人に対する統計による比較となりますが、県内5つの保健所管内において、中讃保健所管内は17.8人と小豆保健所管内に次いで2番目に低い数値となっております。中讃保健所管内の7市町における本町の状況は、まんのう町、坂出市に次いで、3番目に低い数値であり、県全体でも低い方であると言えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。この質問の最後ですけれども、この医療費が全国平均より高い

傾向が続くと国民健康保険税の引上げを招くと町民の負担も大きくなりますが、この国民健康保険税の引上げについてどうするかとかいうことについての町長の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の国民健康保険税の引上げについてのご質問に答弁をさせていただきます。国民健康保険制度の医療給付にかかる費用は公費と被保険者の保険税で賄っており、医療費が増加し、多くの給付費が必要になれば、その財源である保険税も多く必要となります。現在の国民健康保険制度は県が財政運営を行っており、本町の医療費が増加してもすぐに保険税を引き上げる必要はありませんが、県内において医療費が増加する市町が増えれば、本町の負担金も増額し、保険税の引上げが必要になる場合があります。保険者である町と致しましては、被保険者の皆様に日頃から自分自身の健康に関心を持って頂けるよう健康意識の向上に繋がる啓発や情報提供を行い、また、定期的な健診の受診勧奨をし、早期発見、早期治療を行って頂くことで医療費の増加、ひいては保険料の引上げに繋がらないように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

精神や神経に障害を持っている人たちも地域の一員として、安心して自分らしい暮らしが出来るような体制づくりを今後も行って頂きますようよろしくお願い致します。画像は終わりです。次に、2番目の質問の方に入らせて頂きます。

障害者の雇用対策についてです。

令和3年3月1日に障害者の法定雇用率の引上げが行われ、現在の障害者雇用促進法となっています。障害者雇用促進法は、障害者の雇用の安定を図ることを目的とする法律です。具体的には事業主が障害者を雇用する義務を始め、障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介などの方策を定めています。障害者雇用促進法においては、障害者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害、その他心身の機能の障害があるため長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、また職業生活を営むことが著しく困難な者をいう」という風に定めています。障害者雇用促進法の具体的方策としては障害者雇用率制度、差別禁止と合理的配慮の提供義務、職業リハビリテーションの推進があります。その中で障害者雇用率は目標値が民間企業は2.3%、国地方公共団体は2.6%、多度津町はこれに当たる訳ですけれども都道府県等の教育委員会が2.5%となっています。障害者を雇用する企業のメリットは障害者雇用調整金や報奨金、助成金を頂けるようになっておりますが、反対に障害者を雇用しなかった場合は、障害者雇用納付金の徴収や改善指導が入ったり、企業名が公表されるようになります。そこで町について次の4点について伺います。

まず1点目として、本町の障害者の雇用数及び雇用率と法定雇用率に達しているかど

うかについてまずお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の本町の障害者雇用数及び雇用率と法定雇用率に達しているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条に基づき、毎年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報することとなっております。本町の令和4年6月1日現在の障害者雇用数は2名で雇用率は1.25%となっており、地方公共団体の法定雇用率は2.6%であるため、法定雇用率を1.35%下回っております。その後、10月1日より会計年度任用職員として2名雇用したことにより、12月1日現在の雇用率は2.52%となっております。今後も引き続き、法定雇用率が達成出来るよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

続いて2番目ですけれども今までの本町の障害者雇用についての取組の内容についてお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の今までの本町の障害者雇用の取組内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成26年度から毎年継続して、職員募集を行う際には、必ず身体障害者手帳の交付を受けている方を対象に職員募集を行っております。また、令和元年度からは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の職員募集も併せて毎年、行っておりますが、応募者が少ない状況が続いているため、昨年度よりハローワークとの連携を開始して会計年度任用職員として募集を行いながら、企業や他の自治体の求人情報や障害者の方が希望する業務内容についての情報交換、職場見学等を行い、法定雇用率を達成出来るように取組を行っております。ハード面の整備と致しましては、新庁舎建設に当たって車いすの方も利用しやすい庁舎となるように、段差のない通路やローカウンター窓口を設置して障害者の方も働きやすい職場環境の整備に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

3番目ですけれども、今まで国や県、監査委員からの改善要請はどうだったのかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の国、県、監査委員からの改善要請についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当町の令和2年度の6月1日現在の雇用率は2.55%で、令和3年3月1日までは地方公共団体の法定雇用率が2.5%であったため、雇用率について遵守出来ておりました。

が、地方公共団体の法定雇用率が2.6%となった昨年度の6月1日現在の雇用率は2.11%でした。その後、身体障害者手帳保持者の退職があったため、今年度の6月1日現在の雇用率が1.25%となり、2年連続して法定雇用率に達していないことに加えて、昨年度より雇用率が悪化したことにより、監査委員を始め、丸亀公共職業安定所、香川労働局から雇用率を達成するよう改善要請を受けました。香川労働局長からは、多度津町は地方公共団体であるため、企業などの模範として雇用率を遵守しなければいけない立場にあるということを知覚して、雇用率達成に向けて取り組むように指導を受けました。今後はこのような改善要請を受けることがないように、努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の2番目の質問の最後で、今後の障害者雇用についての取組について町長の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の今後の障害者雇用についてのご質問に答弁をさせていただきます。バリアフリーに則して新庁舎を建設したことにより、通路の幅を広げて段差をなくしたことやローカウンター窓口、多目的トイレを設置して車椅子の方も利用しやすい庁舎となりました。また、正面玄関や階段、エレベーターの前には視覚障害者誘導ブロックを敷設し、階段の手摺には、このフロアは何階であるのか分かるように手摺用点字表示板を設置しております。庁舎内の案内板にはユニバーサルデザインに基づいた配色をする等、視覚や色覚に障害がある方にも利用しやすい庁舎として整備することが出来ました。今後も障害者の方も働きやすい職場環境としてのハード面の整備も検討しながら、引き続き、ハローワーク等の関係機関と連携して職員募集を行い、雇用率の達成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

今後も障害者雇用率をクリアして、今のご答弁頂いた内容で良く分かりましたが、障害者の方々の働きやすい職場づくりを今後も進めて頂ければと思います。よろしくお願い致します。

それでは3番目の質問に移らせていただきます。

所有者不明土地の現状と課題についてです。

所有者不明土地とは、相続等の際に土地の所有者についての登記が行われないなどの理由によって不動産登記簿を確認しても所有者が分からない土地、または所有者が分かっているにもかかわらず所在が不明で所有者に連絡がつかない土地のことを言います。このような土地は全国各地で増加しており、その面積を合わせると九州よりも広く、国土の約

22%、これは平成29年度国土交通省調べですけれども22%にも及んでおりまして、今後所有者不明土地はさらに増えていくと予想されており、全国各地で社会問題になっています。所有者不明土地が生じる主な原因としては、土地の相続の際に登記の名義変更が行われないことや所有者が転居した時に住所変更の登記が行われないことなどが挙げられます。例えば、長期間、相続登記をしないまま放置しておくことによって、土地の相続に関係する者がどんどんどんどん増えていって、所有者を特定したり、土地を処分したりすることが極めて困難になってしまう訳です。所有者不明土地の問題は何かって言いますと所有者が分からない状態が続くと土地の管理がきちんと行われないまま放置され、周辺の環境や治安の悪化を招き、近隣の住民に不安を与えることになります。また土砂崩れなどの防災対策のための工事が必要な場合であっても用地買取交渉が出来ずに土地の有効活用の妨げになったりします。所有者不明土地の問題を解消するため、令和3年4月に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立・公布されました。この2つの法律では所有者不明土地の発生を防止したり、既に発生している所有者不明土地の発生を予防したり、既に発生している所有者不明土地を滞りなく利用したりするために登記が適切に行われるようにするための不動産登記制度の見直しや相続等により取得した土地を手放すための制度、相続土地国庫帰属制度の創設、それから土地利用に関する民法ルールの見直しが行われました。相続登記が義務化となることから、所有者不明土地の増加にはある程度歯止めが掛かると考えられますけれども既に存在している所有者不明土地の問題解決には時間を要すると思います。自宅の隣や近所に所有者不明の土地があることは、環境や防犯の面から住民にとっては不安であろうと思われれます。これは多度津町の町づくりにも影響があると考えられ、色々な計画が円滑に進まない可能性もあります。そこで、この問題の現状と対策などについて次の5点についてお伺いします。

まず、既に把握している所有者不明土地は、本町において住宅地、農地などどれ位の件数、面積となるか。そのことで得られない税収はどれ位の金額になるかお伺いします。

税務課課長補佐（山本 将之）

中野議員の既に把握している所有者不明土地は、住宅地、農地などどれ位の件数、面積となるのか、そのことで得られない税収は、どれ位の金額になるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、所有者不明土地につきましては、課税される固定資産に関しては把握しておりますが、非課税及び免税点以下の固定資産に関しては把握しておりません。令和4年度に課税されている固定資産のうち、現在把握している納税義務者は8名であります。土地に係るもので地目別に申し上げますと田が約3,362㎡、畑が約888㎡、宅地が約1,983㎡、雑種地が約224㎡、その他約30㎡で、合計約6,487㎡となっております。建物

に係るものでは、家屋が約994㎡となっております。この所有者不明の固定資産に係る課税額の合計は20万1,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今まで所有者不明土地に対して、町としてどのような対応を実施して解決に至ったかについてお伺いします。

税務課課長補佐（山本 将之）

中野議員の今まで所有者不明土地にどのような対応を実施し、解決に至ったかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、所有者の死亡等により相続が発生した場合、死亡届の届出人等に「土地・家屋を現に所有する者の申告書」を送付し、納税義務者の変更手続を促しております。相続放棄等により、その手続がなされなかった場合には戸籍照会等を行い、特定された相続人に「土地・家屋を現に所有する者の申告書」を送付し、納税義務者の変更手続を促しております。また、納税通知書等を発送した際、宛てどころの不明等により、返送された通知書等に対し住民票や戸籍照会等を行い、相続が発生していた場合には、相続人に通知書等に併せて「土地・家屋を現に所有する者の申告書」を送付し、納税義務者の変更手続を促しております。概ね、相続人等より手続が行われますが、相続放棄や相続人が不在・特定出来ない場合がございます。過去の事例では、所有者の死亡により相続人調査を進めておりましたが、相続人の特定に至らず、所有者不明土地となってしまった固定資産について、後日、法務局から遺贈登記された旨の通知があり、それにより、相続人が特定されたケースがございました。そのため、法務局からの登記済通知書の中に該当する対象がないか慎重に確認を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

3番目ですけど、それでは日常、所有者不明土地・相続放棄土地への対応及びその土地の管理は誰が行うのかお伺いします。

税務課課長補佐（山本 将之）

中野議員の日常の所有者不明土地・相続放棄土地への対応及び、土地の管理は誰が行うのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

個人所有の土地の管理につきましては、登記簿などで所有する権利を認められている「所有者」にございます。しかし、その所有者が不明な場合は、管理が出来ていないのが実状で、全国的にも増加傾向にあり、課題となっているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今の質問に対して再質問をさせていただきます。

今の答弁で所有者不明土地が管理出来ていないという実状が分かる訳なんですけれど

も今後所有者不明土地が管理されずに、その土地が増大していくとますます住民の環境悪化で住民が困る状況になると思います。で、本当にこのような状況を解決する方法はないのでしょうか、お伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問に答弁致します。

令和3年4月に民法等の改正が公布され、相続登記の義務化や相続土地、国庫帰属法が注目されております。これは先ほど中野議員さんの質問にあったとおりでございます。ですが、このほかにも所有者不明土地管理制度及び所有者不明建物管理制度、管理不全土地管理制度及び、管理不全土地管理制度も大切だと考えてございます。いずれも令和5年4月1日から施行される制度でございます。まず、所有者不明土地管理制度についてご説明致します。この制度は、所有者不明となっている不動産について裁判所が管理人を選任する制度でございます。まず、所有者不明土地等の管理についての利害関係者及び地方公共団体の長等が、地方裁判所に同土地管理に関する申立てを行います。その後、裁判所が所有者不明不動産について、管理が必要と認めた場合に管理人が選定されます。同管理人には、事案に応じて弁護士や司法書士、家屋調査士などの法律専門家が選任されることが想定されております。管理する不動産は、一単位のその個人が持たれてる全不動産管理ではなく、不動産単位の個別の不動産管理となります。選任された管理人は管理はもちろんのことですが、裁判所の許可を得れば、不動産を売却したり、建物であれば取り壊すなどの処分をすることが出来るとされております。

次に、管理不全土地管理制度についてご説明致します。この制度は土地等の所有者は分かっているものの所有者による適切な管理が行われていないため、近隣に悪影響や危険を生じさせている、又は、生じさせる恐れのある不動産について、裁判所が管理人を選任する制度です。まず、所有者不明土地管理制度と同様に利害関係人等が同土地管理に関する申立てを裁判所に行います。その後、所有者への陳述聴取が行われ、裁判所の判断により、管理人が選任されます。同管理人は、所有者不明土地管理制度と同様に弁護士や司法書士などの法律専門家が選任されることが想定されています。裁判所の許可を得ることにより売却などの処分を行うことも出来ますが、その際には所有者の同意も合わせて必要となります。同管理人の管理行為は、擁壁の補修工事やごみの撤去、害虫の駆除などが想定されています。いずれの制度でも申立人である利害関係人は不動産管理に必要な費用として、予納金を支払う必要があります。困っているのに予納金まで取るのかという風に思われるかも知れませんが、予納金がないと税金で管理費用を賄うことになってしまうからでございます。このように金銭的な負担や裁判所への申立てなどの手続の負担がありますが、管理不全の不動産により被害を被っている方にとっては有益な制度になると考えておりますので、今後の制度の運用及び制度の活用の方針については注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁と致します。

議員（中野 一郎）

次、4番目と5番目の質問がありますが、これについては一緒に併せての回答をお願いしたらと思います。

4番目が、管理されていない所有者不明土地が何年も何十年もたつと、建物の老朽化や田畑・山林が荒廃して、周辺の環境悪化や近隣住民に不安を与えますが、そういう苦情は発生しておりませんかお伺いしますという4番目の質問と5番目の今後の対策として考えていることにお伺いしますという、4番目と5番目を併せて回答頂ければと思います。お願いします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の建物の老朽化や田畑、山林の荒廃による周辺の環境悪化などの苦情が発生していないか、また、今後の対策として考えていることについてのご質問に答弁をさせていただきます。

建物の老朽化や田畑、山林の荒廃による周辺への環境悪化等に係る苦情については、所有者不明であるかないかに関らず相談を受けております。老朽化した建物の所有者が明確である場合は、町からその建物の所有者に適正管理を促す依頼書を送付し、荒廃した農地等の所有者が明確である場合は、町農業委員会からその所有者に農地等の適切な管理を促す依頼書を送付するなどして啓発に努めております。

次に、今後の対策として考えていることについてでございます。

所有者不明土地のうち、所有者不明農地について説明致します。所有者不明農地には2つの定義があります。1つ目は「相続未登記農地」で、これは登記名義人が死亡していることが確認された農地です。2つ目は「相続未登記のおそれのある農地」で、これは住民基本台帳では、その生死が確認出来ず、相続未登記となっている恐れのある農地です。国内の「相続未登記農地」及び「相続未登記のおそれのある農地」は、令和元年10月時点で、国内の全農地の約2割にあたる93万4,000ヘクタールでございます。これは、香川県の総面積の約5個分に相当しますが、このうち1年以上耕作されておらず引き続き耕作される見込みのない、いわゆる「遊休農地」となっているのは、そのうち6%に留まり、多くの当該農地は実態上では耕作がされている状態にあります。しかし、農地の集積・集約化のために、各都道府県が設置している農地中間管理機構に当該農地を貸し付けようとする場合には、法定相続人を探索した上で、同意を集めなければならないことから、円滑に貸付けが進まず、農地集積や集約化の妨げとなっています。このような状況を受け、平成30年11月に農業経営基盤強化促進法及び農地法の見直しが行われ、所有者不明農地については、その農地の固定資産税等を負担している者等が農地中間管理機構に貸付を出来るように農業委員会の探索・公示手続を経たことにより、不明な所有者の同意を得たとみなすことが出来る制度が創設されました。これにより、当該農地を荒らすことなく健全な農地として利活用する

ことが可能となりました。一方、「不動産としての農地を所有しているのは誰か」という「権利」に関する登記については、これまでは法的には任意の制度であったため、相続時に「権利」に係る登記をしなくても良いことになっていました。しかし、令和3年4月21日に、ご質問にはあったとおり「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が可決成立し、「権利」に関する「相続登記」が令和6年4月1日から義務化されることになりました。なお、この法改正では、過去の農地等の相続にも遡及して適用されることとなります。このため、現時点では農業経営基盤強化促進法及び農地法の見直しが行われても登記を基に農地の法定相続人を特定したり確定したりすることは出来ませんが、令和6年4月1日以降には、徐々に解消に向かうのではないかと期待しているところでございます。本町においても所有者不明農地等が散見される状況になっているため、町農業委員会や香川県農業協同組合多度津支店とともに、相続が不明な農地の情報や相続に係る相談があれば、適切な登記を行うよう啓発をするとともに所有者不明農地等の集積・集約化についても適宜適切に行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

今、答弁の内容をお聞きしてもこの所有者不明土地の対応は非常に難しいと思います。難しい問題だろうと思います。対応して頂ける部署の方々も非常に難しいことだと思うんですけども今後、所有者不明土地が多くなって、町や住民に負担とかが多く掛かってこないように、法律に則って迅速な対応を行って頂きますよう、よろしくお願い致します。

以上で、私の質問を終わらせて頂きます。有難うございました。